

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、株主利益の最大化を図り、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーから信頼される企業として成長を続けていくために、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして位置付けております。
当社グループは、激しく変化する経営環境の中で、スピーディーな意思決定と業務執行を行えるよう少数の取締役の運営による取締役会の活性化を図る一方で、監査役4名のうち3名を社外から迎え入れ、それぞれ独立的・専門的な立場から助言・提言を行うことによりコンプライアンスの強化を実施しております。また、積極的に会社情報の適時開示を推進し、株主・投資家に対して経営の透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
剣豪1号投資事業有限責任組合	5,757,500	50.80
青山 洋一	669,700	5.90
佐藤 文彦	276,500	2.43
株式会社山陰合同銀行	250,000	2.20
青山 和男	208,100	1.84
三井住友信託銀行株式会社	186,100	1.64
株式会社ソフトクリエイティブホールディングス	160,600	1.41
株式会社SBI証券	113,100	0.99
株式会社ガモウ	110,000	0.97
生田目 崇	67,400	0.59

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
-----------------------------------	----

親会社の有無 更新	剣豪集団株式会社、剣豪1号投資事業有限責任組合（非上場）
--------------------------	------------------------------

補足説明 更新

剣豪集団株式会社は、剣豪1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり業務執行組合員であることから、当社の親会社に該当いたします。従いまして、剣豪1号投資事業有限責任組合の意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと認められる剣豪集団株式会社が、上場会社に与える影響が最も大きいと認められます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主の間に取引が発生する場合は、取引内容および条件の妥当性について、当社の独立役員である社外監査役の出席を確保した当社取締役会において厳正に審議・決議する等、当社および少数株主に不利益を与えることのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

劍豪集団株式会社との人的関係につきましては、当社の中国における事業展開の可能性を上げ、実現していくことを目的として、当社の要請に基づき平成 27 年 9 月 28 日より劍豪集団株式会社から兼任取締役1名が当社の代表取締役会長として就任しております。また、平成 27 年7月1日より同社取締役及び同社のグループ会社取締役のうち、それぞれ1名が当社の顧問として顧問契約を締結しております。

劍豪集団株式会社との資本的・人的関係から、当社の経営方針の決定等について一定の影響を及ぼし得る可能性があります。現在、親会社との間で当社の事業活動が制限を受ける重要な契約等はありません。また、劍豪集団株式会社は、不動産業、中国関連の貿易、コンサルタント事業等を主要な事業としておりますが、当社の美容業とは明確な棲み分けがなされており、当社の事業の基礎をなす美容業におけるブランド力、技術力及びノウハウ等は、当社が長年にわたり育成してきたものであり、この価値は、親会社も認識しているものであります。従いまして、親会社及び親会社の企業グループにより、当社が自ら行う経営判断及び自由な事業活動を阻害される状況にはなく、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

役員の兼務状況

役職: 代表取締役会長

氏名: 鄭 劍豪

親会社等又はそのグループ企業での役職: 劍豪集団株式会社 会長

就任理由: 創業者

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人は、監査方針および四半期・期末決算に関する監査業務について定期的な報告会を開催しているほか、会計監査人が各連結子会社において実施する監査業務についても監査役は都度報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
生田 目 崇	学者													
吉田 修平	弁護士													
謝 思敏	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生田目 崇	○	中央大学教授 独立役員に指定	中央大学教授を兼任しており、その専門分野の見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。
吉田 修平		吉田修平法律事務所	弁護士として優れた経験と見識を備えており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。
謝 思敏		中国自動車工程研究院股份有限公司 独立董事 深セン前海東西南北基金管理有限公司 パートナー 中国民族証券有限責任公司 独立董事	中華人民共和国の弁護士として専門的知見と豊富な経験を所持しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、インセンティブ付与の有効性を再度、検証中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役に支払った報酬 67百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、その職務遂行において補助すべき人員が必要と判断した場合、内部監査部門の人員を要請したい旨を代表取締役社長と協議することとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行】

取締役会は、定例で原則月1回、その他必要に応じて開催しており、取締役5名で構成され、経営方針、会社法等で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について決議・報告を行うとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運営しております。

【監査役監査】

監査役4名(うち、社外監査役3名)は、監査役会を2ヶ月に1回開催し、相互に定めた監査方針、業務の分担等に従い取締役会並びに会社の重要な会議への出席及び業務、財産の状況の調査等で収集した情報を基に、取締役の職務執行の監査を行っております。また、常勤監査役は、原則全ての取締役会及び会社の重要な会議に出席し意見を述べる他、あらゆる角度から会議の内容を分析しております。

【会計監査】

会計監査人からは、定期的な監査の他、会計上の課題等について随時アドバイスを受けております。また、会計監査人と監査役は、情報の共有を徹底するため報告会等を定期的に行っております。なお、業務を執行する公認会計士等は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人よつば総合事務所

指定社員 業務執行社員: 神門 剛、高屋 友宏

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、中立的、客観的な視点から、取締役の職務執行状況を監査しております。また、取締役会その他重要な会議に随時出席し、適切な助言、提言をいただいております。

従いまして、当社では監査役による客観的な経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が行えます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度株主総会終了後同日に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「有価証券報告書」「決算短信」「四半期報告書」等の開示資料をはじめ、会社説明会資料、財務・業績データ等も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役 小林 繁之 IR事務連絡責任者: マネージャー 宮崎 恵子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正な株価形成と流通の円滑化、並びに投資家の信頼の確保及び市場の健全な発展を図るため、適時・適切な開示を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務執行、取締役の職務執行の適法性及び効率性を適正に確保するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システムの整備を進めております。重要な法的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、顧問契約をしている法律事務所より必要に応じて助言をいただいております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加え、内部統制の諸問題につきまして随時相談し、検討を行っております。

内部統制のシステム構築の基本方針は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、コンプライアンス・チームを編成し、体制の構築、整備にあたり、必要に応じて進捗状況を取締役会に報告する。また、コンプライアンス・チームは、内部牽制の徹底、整備、役員と従業員への関連法令及び定款の遵守を徹底するための教育を実施する。監査役会は、法令、定款及び社内ルールの遵守状況を実地に点検する体制とする。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

稟議規程、職務権限規程等に基づき、個別の案件に対する決裁権限を明確にし、組織的に損失の発生を未然に防止するものとする。また、当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるに必要な対応を行う体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う体制とする。

5. 会社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の業務執行については、関係会社管理規程に従い、適切に情報の収集及び管理を行うものとし、その運営状況は、監査役が点検を行う体制とする。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、その補助すべき内容に応じた使用人を選任するものとする。当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に対する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他

監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告するものとする。また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制をとるものとする。また、監査役の職務執行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要を判断した場合は、これを求めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守し、公正で透明な取引を行なうとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもちない。また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断することとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項